

水・大気環境保全施策について

平成24年4月

水・大気環境局

① 身近な大気生活環境の保全

PM2.5対策

平成22年度から全国的な監視体制の整備を促進。自動測定機と標準測定法の等価性評価を実施。成分分析のためのガイドライン及びマニュアルを策定。引き続き、成分分析を含む全国的な監視・分析体制の整備を進めていくとともに、マニュアルの充実を図る。

光化学オキシダント対策

本年3月に、今後の光化学オキシダント対策を見据えた調査研究のあり方に関する報告書を公表。この報告書等を受け、今後、インベントリの精緻化、モニタリングの再構築、環境改善効果を適切に示す指標の検討等を行う。

アスベストの飛散防止対策

石綿の飛散防止対策の更なる強化について、本年4月に諮問。今後、立入権限の強化、大気濃度測定の義務化等についての制度改正等を検討。

揮発性有機化合物(VOC)排出抑制対策

平成22年度の固定発生源からのVOC排出量は、平成12年度と比較して約45%削減され、削減幅は目標である3割程度を大幅に上回る見込み。本年4月に今後のVOC排出抑制対策のあり方について諮問。これまでの取組及び削減実績を踏まえ検討を行う。

風力発電施設からの騒音・低周波音への対応

平成23年度には風力発電施設から発生する騒音・低周波音の調査・予測・評価に関する暫定的な取りまとめを行った。また、平成22年度より3年間で、「風力発電等による低周波音の人への影響評価に関する研究」を実施中。引き続き実態の解明に努めていく。

② 交通環境負荷の低減

自動車排ガス・騒音規制

平成22年7月に「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(第10次答申)」に基づき、E10対応ガソリン車の排出ガス低減対策とE10の燃料規格に係る省令・告示を改正し、平成24年4月に施行。

また、自動車単体騒音低減対策について、平成24年4月19日、騒音振動部会において、二輪車の加速走行騒音規制の見直し及び四輪車のタイヤ騒音規制の導入等を提言する「今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について(第二次答申)」が取りまとめられた。

自動車NOx・PM法の実施

総量削減基本方針及び法の見直しについて、平成22年7月に諮問。平成23年1月の中間報告を受け、平成32年度までに対策地域全体で二酸化窒素(NO₂)及び浮遊粒子状物質(SPM)の環境基準を確保することを新たな目標とする等の基本方針の改正を行った。引き続き、平成22年度の大気汚染の状況を踏まえ、検討を行う。

③水・土壤環境等の改善

環境基準・排水基準の追加

平成23年10月に水質環境基準健康項目のカドミウムの基準値を改正。平成24年3月に水生生物保全環境基準へのノニルフェノールの追加について答申。今後、LAS等について水生生物保全環境基準項目等への追加を検討。また、平成24年3月に、1,4-ジオキサンの排水基準への追加について答申。

第7次水質総量削減

平成23年6月に目標年度、削減目標、削減に関する基本的事項を定める総量削減基本方針を策定し、それを受け、平成24年2月に、関係都府県において総量削減計画の策定と総量規制基準の設定が行われた。

平成24年5月1日より、それ以降に新たに増加する特定排出水について第7次の総量規制基準の適用を開始する。

地下水汚染の未然防止対策

地下水汚染の未然防止を目的とする「水質汚濁防止法の一部を改正する法律」が平成23年6月22日に公布され、また関連する政令、省令の改正が、それぞれ平成23年11月28日、平成24年3月27日に行われ、いずれも平成24年6月1日に施行される。このため、同法の円滑な施行に向けて、改正内容の周知徹底を図っているところ。また、3年間の経過措置期間における課題等について引き続き検討を行う予定。

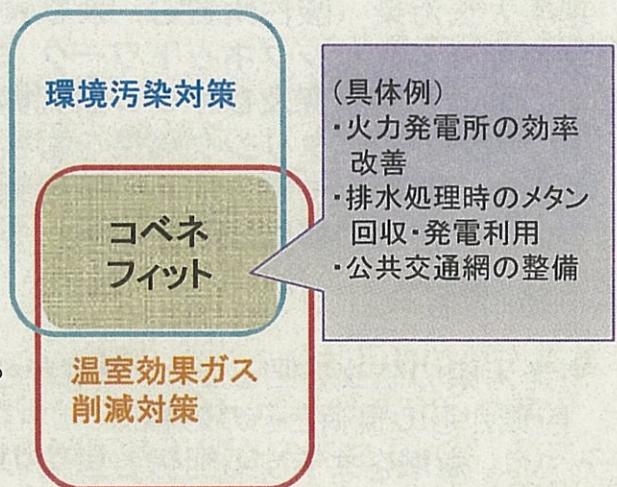
農薬登録保留基準の設定

平成23年度に、水産動植物の被害防止に係る基準に係る25農薬、水質汚濁に係る基準に係る37農薬について答申。

④「安全・安心」のアジアへの展開

コベネフィット・アプローチの推進

- ・ 大気汚染対策や水質汚濁などの環境汚染対策と温室効果ガス削減を同時に実現するコベネフィット・アプローチは、途上国の温暖化対策として効果的。平成22年11月に設立された「アジア・コベネフィット・パートナーシップ」において、国際機関やアジア各国と共に情報共有や協力の具体化について検討。
- ・ 中国及びインドネシアと共同でコベネフィット型案件の発掘・事業化に向けた調査・研究を実施。コベネフィット型のCDM(クリーン開発メカニズム)プロジェクトに対し初期投資の1／2を補助。



環境対策技術のアジア展開の推進

アジア各国の状況に応じた環境対策技術やモニタリング技術の展開を規制・制度整備、人材育成とのパッケージで推進。中国・ベトナム・インドネシアを対象として共同研究やワークショップ等の協力事業を行ったほか、アジア諸国への二国間協力事業の成果の発信、我が国の環境産業等への海外展開に資する情報の提供を実施。

アジアEST(環境的に持続可能な交通)地域フォーラム

アジア地域における環境的に持続可能な交通(EST)の実現に向け、国連地域開発センターと共に進行するアジア各国との政策対話。平成23年12月にインド・ニューデリーで第6回会合を開催し、前回採択したESTの新たな10年の指針を示した「バンコク宣言2020」の実現に向けた取組の推進を確認。平成24年にモルディブで第7回会合を開催予定。

アジア水環境パートナーシップ(WEPA)

アジアモンスーン地域の水質汚濁問題の解決を図るため、水環境の情報基盤整備と人材育成を一体的に行い、水環境のガバナンス強化を目指す取組。平成16年より開始し、日本を含め13カ国が参加。定期的にアジア各国の水環境の状況を「WEPA水環境管理アウトルック」として公表。

日中水環境協力

平成20年5月に締結した両国環境大臣間の覚書に基づき、中国農村部の6地域(重慶市、江蘇省泰州市など)で、現地に適した分散型排水処理技術を実証するためのモデル事業を実施。平成23年度からは新たに「農村地域等におけるアンモニア性窒素等総量削減モデル事業協力」に着手し、中国3地域でモデル事業を実施。

⑤越境汚染対策の推進

越境大気汚染対策

越境大気汚染（酸性雨含む）及び黄砂に関する国内モニタリングを実施。東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）や日中韓三カ国環境大臣会合の枠組みでの黄砂共同研究及びオゾン研究協力等の国際協力を推進。また、PM2.5についても、国内のモニタリング結果を蓄積しつつ、越境大気汚染の可能性について調査。さらに、温暖化に寄与する大気汚染物質として注目されているブラックカーボンについて、国内の排出実態を把握しつつ海外への貢献策について検討。

海洋環境保全

海洋汚染の防止を図るため、陸域からの負荷の削減などの適切な対策を進めるとともに、陸域からの負荷とその影響について調査研究を進める。また、海洋環境の保全に当たっては、海域を共有する関係各國間の協力が重要であり、海洋環境に係るデータの集積、国際的なルールに基づく国内対応の着実な推進、国際協力体制の構築の推進を図る。さらに、海岸漂着物等について、その円滑な処理と効果的な発生抑制を図る。

⑥東日本大震災への対応

環境モニタリング調査

これまで、平成23年度第1次補正予算等により、被災地のアスベスト、大気環境、公共用水域、地下水、海洋環境、土壤環境等のモニタリング調査等を実施し、結果を随時公表。今年度も、以下の取組を実施。

- ①アスベスト大気濃度モニタリング調査
- ②水環境放射性物質モニタリング調査等
- ③地下水における放射性物質モニタリング調査
- ④被災影響海域における海洋環境関連モニタリング調査

放射性物質の除染等の取組

平成23年8月、「放射性物質汚染対処特措法」が議員立法により可決・成立、本年1月1日に全面施行。国が直轄で除染を実施する区域については、除染ロードマップ（1月26日公表）を定め、除染の進め方に関する基本的な考え方を示したところであり、そのロードマップを踏まえ、本年4月に田村市・南相馬市・楓葉町・川内村について、個別市町村ごとの除染実施計画を策定。その他の市町村についても、除染実施計画を策定すべく、関係自治体等と協議・調整を進めているところ。そのほかの地域で追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以上の地域（重点調査地域）については、市町村において除染実施計画を策定し、除染を実施していただくこととなるが、国としても必要な財政的・技術的措置を実施。

1月には福島県に福島環境再生事務所を開設し、4月には本省等も含め500人規模の体制を確立。